

監査公表第5号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を下記のとおり公表する。

令和8年8月26日

田原市監査委員 中西 隆一
田原市監査委員 村上 誠
(公 印 省 略)

記

1 準拠した基準

田原市監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の対象

令和7年度における補助金等に係る出納その他の事務の執行及び市民館の指定管理に係る出納その他の事務の執行

対象団体：田原中学校区内のコミュニティ協議会

所 管 課：行政課、生涯学習課、防災対策課、高齢福祉課

4 監査の着眼点

（1）コミュニティ協議会への補助金等

【所管課】

ア 過去の監査結果に対して必要な措置はとられているか。

イ 補助金交付要綱は適正に整備されているか。

ウ 補助金交付の手続きは要綱に基づき適正に行われているか。

エ 補助金の使途の適正性及び効果等が十分に確認されているか。

【コミュニティ協議会】

ア 補助金等交付申請、実績報告等は要綱どおり適正に行われているか。

イ 事業は計画及び交付条件に従って実施されているか。

ウ 出納関係帳簿の整備及び記帳は適正に行われているか。

エ 現金や通帳等の管理は適正に行われているか。

(2) 市民館の指定管理

【所管課】

ア 過去の監査結果に対して必要な措置はとられているか。

イ 指定管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理の協定書等に必要事項が適正に記載されているか。

エ 指定管理に関する経費の支出、時期、手続等は適正に行われているか。

オ 指定管理業務の履行確認は適正に行われているか。

【指定管理者】

ア 指定管理の協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 指定管理に係る出納関係帳簿の整備及び記帳は適正に行われているか。

ウ 施設の点検・整備は適切に行われているか。点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。

5 監査の主な実施方法

各課から提出された監査資料に基づき、証拠書類等を抽出で調査し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し質疑を行うとともに、現地調査により施設の維持管理状況等を確認した。

6 監査の実施日及び実施場所

実施日	実施場所	所 管 課
5月25日(月)	監査委員事務局	行政課、防災対策課、高齢福祉課 (コミュニティ協議会への補助金等) 生涯学習課(市民館の指定管理)
	童浦市民館	生涯学習課、行政課

7 監査の結果

事務及び事業は、軽微な事項を除き、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

なお、軽微な事項については、監査執行過程で注意したため、記述を省略する。